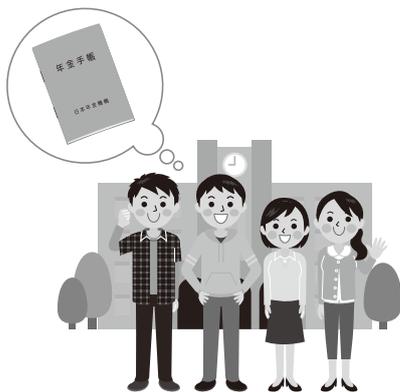


国民年金の学生納付特例制度をご利用ください

国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、申請で在学中の保険料の納付が猶予される制度が設けられています。

学生納付特例が承認された期間は、保険料納付期間と同様に納付要件の対象期間となりますが、将来の年金額の計算には含まれませんので、保険料を納付した場合と比べて年金額は低くなります。



対 大学・短期大学・大学院・高等学校・専修学校・各種学校（一年以上の就学課程に限る）に在学中で本人の所得が一定以下の20歳以上の学生（夜間・定時制・通信課程も含む）

持 ・年金手帳
・学生証または在学証明書

申 ・国保医療課国保年金係
・刈谷年金事務所

◎国民年金保険料追納制度

学生納付特例制度の承認を受けた月については、10年以内に保険料を納付（追納）することによって、低くなった年金額を増やすことができます。（承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。）

追納を希望する場合は、お住まいの地域を管轄している年金事務所での申し込みが必要です。

問 ・国保医療課 国保年金係（☎95-0123）
・刈谷年金事務所（☎21-2110）

○日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

子ども医療費（入院）の助成対象を18歳まで拡大します

中学校卒業までを対象としている子ども医療費助成について、4月診療分から、入院費について18歳到達年度末まで拡大します。詳しくはホームページをご覧ください。

○助成概要

- ・子ども医療費受給者証は交付しません。
- ・入院にかかる医療費の自己負担額（保険適用分のみ・高額療養費等を除く）を助成します。

○手続きに必要なもの

- ・医療機関の領収書（保険点数が分かるもの）
 - ・入院した人の健康保険証
 - ・保護者（保護者のいない人は入院した人）の預金通帳
 - ・認印（スタンプ印不可）
 - ・限度額適用認定証
 - ・健康保険組合等が発行する支給決定通知書（支給がある場合）
 - ・医師の意見書（入院にかかる補装具の場合）
- ※学校活動時のけがによる入院は、学校の補償制度が優先されますので、事前に学校に確認してください。
- ※障害者医療費受給者証、精神障害者医療費（全疾病）受給者証または母子家庭等医療費受給者証をお持ちの方は、現在の受給者証を使用してください。
- ※生活保護を受けている場合は助成の対象となりません。

▼手続きの流れ

①ご加入の健康保険組合等で「限度額適用認定証」を取得してください。

※医療機関で支払う自己負担額を一定の限度額まで抑えることができます。



②医療機関窓口で「限度額適用認定証」を提示のうえ、入院費をお支払いいただき、領収書を受け取ってください。



③ご加入の健康保険組合等に「高額療養費」および「附加給付」の対象となるか確認し、対象となる場合は申請してください。

※支給の有無を確認できるのは、診療月の翌々月以降になります。
※確認していない場合、④の申請受付をお断りすることがあります。

※知立市国民健康保険に加入している人は、「国民健康保険高額療養費支給申請」と④の「子ども医療費支給申請」を同時に手続きしてください。



④国保医療課に「子ども医療費支給申請」をしてください。指定の口座に振り込みます。

問 国保医療課 医療係（☎95-0151）

